

【2022年度 春学期 学部2～4年次生対象（現1～3年次生対象）】

高等教育の修学支援新制度及び日本学生支援機構奨学金 出願手続きについて

2022年度春学期に標記の奨学金の募集を行います。制度の詳細については「奨学金の案内」にて必ず確認し、出願を希望する場合は以下の内容を確認のうえ、期日までに手続きを行ってください。

なお、高等教育の修学支援制度とは、日本学生支援機構から給付奨学金が支給されるほか、国より授業料等減免を受けることができる制度です。出願を希望する方は、日本学生支援機構の給付奨学金に出願してください。給付奨学金の採用となった方は、授業料減免の対象者にも該当します（授業料減免の申請書の提出が必要です）。

1 出願手続き及びスケジュールについて

手続き項目	内容
1 募集奨学金	日本学生支援機構 給付奨学金 日本学生支援機構 貸与奨学金（無利子・有利子） ※配布資料（冊子）の <u>奨学金の案内</u> を確認し、制度内容や出願資格等について事前に確認してください。なお、手続き方法については、本紙を参考にしてください。
2 出願スケジュール （資料配布）	【資料配布期間】 2022年3月7日（月）～28日（月） 10:00～16:00 ※日曜・祝日除く 【資料配布場所】 千里山キャンパス 凜風館1階 奨学支援グループ 誠之館1階 多目的会議室前 千里山以外のキャンパス 各キャンパスの奨学金窓口 【出願手続きセット 配布資料】 ①出願の案内（本紙）、②奨学金申請書（共通）、③給付奨学金確認書（給付）、 ④授業料減免の申請書（給付）、⑤学修計画書（給付）、 ⑥確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書（貸与）、 ⑦スカラネット入力下書き用紙（給付・貸与）、⑧奨学金の案内（給付・貸与）、 ⑨マイナンバー提出セット（共通）
3 出願スケジュール （必要書類提出）	【提出日時及び会場】 千里山 3月25日（金）～29日（火） 凜風館4階 ミーティングルーム 【27日（日）を除く】 高槻 3月29日（火） A棟2階 第2会議室 高槻ミューズ 3月29日（火） 西館4階 M401 堺 3月29日（火） A棟2階 会議室C ※千里山は11:00～15:00、その他のキャンパスは11:30～13:30 【提出資料】 出願する奨学金種別や世帯の状況によって提出資料が異なります。必ず、配布資料の「奨学金申請書」を確認のうえ、該当書類を準備してください。 【提出資料の注意点】 ・給付奨学金確認書はコピーして使用する場合は、必ず両面印刷してください。 ・授業料減免の申請書（給付）の最下部に記載の「在学（在学予約）採用の申込を行った者」の欄は未記入で提出してください

4 スカラネットの登録	<p>【入力期限】 4月5日（火）～14日（木）必須</p> <p>出願書類の提出者に対して交付される、スカラネット入力用のID・パスワードを使用し、奨学金の案内およびスカラネット入力下書き用紙を参考にスカラネットの入力を行ってください。なお、給付奨学金と貸与奨学金を同時に申請する場合、スカラネット入力下書き用紙は【給付奨学金（貸与併用申込み用）】（水色）のものを使用してください。</p> <p>※スカラネットとは、日本学生支援機構の奨学金申込専用ホームページのことをいいます。このスカラネット上で必要事項を入力し、奨学金を申し込むこととなります。</p>
5 マイナンバーの提出	<p>スカラネット入力後1週間以内に、「マイナンバー提出セット」を用いてマイナンバーを日本学生支援機構に提出してください。マイナンバーの提出が遅れた場合は、採否結果が大幅に遅れる場合があります。なお、<u>奨学金では生計維持者は原則父母となります。無職の父母でも生計維持者に該当するため、必ずマイナンバーを提出してください。</u></p>
6 採否通知及び奨学金振込日について	<p>6月8日（水）【予定】 インフォメーションシステムの個人伝言にて通知します。奨学金の振込は6月10日（金）に4月分から遡って支給されます。</p> <p>※マイナンバーの提出不備や日本学生支援機構での審査に時間を要した場合などは、採否結果が大幅に遅れることがあります。</p>

2 奨学金の学力基準について

【給付奨学金】

学業成績等に係る基準は(表1)のとおり在学している年数に応じて基準が異なります。

ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が(表2)の1～3のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

(表1)

在籍年数	学業成績等に係る基準
入学後1年を経過していない人 (2021年度秋入学を含む)	<p>次の①～③のいずれかに該当すること。</p> <p>①高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること</p> <p>②高等学校卒業程度認定試験の合格者であること</p> <p>③将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること</p>
<u>入学後1年以上を経過した人</u>	<p>次の①、②のいずれかに該当すること。</p> <p>①GPA(平均成績)等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること</p> <p>②修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること (注) 標準単位数=2021年度の学年×(各学部の卒業所要単位数÷4)</p> <p>※ 採用基準となる GPA、修得単位数はともに「入学時から前年度(前学年)末までの累積」によって判定されます。</p> <p>※ 標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすこととなります。該当する可能性のある方は奨学支援グループに相談してください。</p>

※編入学や転学をしている場合は、編入学前や転学前の学校に入学してからの年数の基準で判定されます。

※入学から1年を経過している人が、入学1年目に大学等から認められた正規の手続きにより「休学」した期間があることにより、入学1年目の成績判定がなされなかった場合は、「入学後1年以上を経過した人」の基準で判定されます。

(表 2)

1. 修業年限で卒業または終了できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数(単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数)の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

※ 上記1～3のいずれかに当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他のやむを得ない事由があると認められる場合は、支給対象となり得ます。

※ 編入学や転学をしている場合、編入学前や転学前の学校で 1～3 のいずれかの基準に当てはまる場合は採用となりません。

【貸与奨学金】

1) 第一奨学金又は併採用(第一種、第二種奨学金を同時に利用、又はすでに第一種を採用されている方が第二種の追加(併用貸与)を希望される場合は[併採用]の基準となります。)

1 年次生	高等学校調査書の学業成績評定平均値が 3.5 以上の者及び「高卒認定試験」合格者
2～4 年次生	次の①、②の条件をともに満たしている者 ① 下表の出願基準単位数を満たしていること ② 評定平均値(次の計算式による)が 2.20 以上のもの $\text{評定平均値} = \{(\text{「秀・優」の数} \times 3) + (\text{「良」の数} \times 2) + (\text{「可」の数} \times 1)\} \div \text{修得科目数}$ ・卒業所要単位数に算入することができる科目のみ計算に用い、小数点第 3 位を四捨五入する(GPAとは異なりますのでご注意ください)

2) 第二種奨学金のみ

1 年次生	本学への入学をもって学力基準を満たす
2～4 年次生	下表の出願基準単位数を満たしていること ※第 7・8 学期生については、卒業見込みが確認できれば出願可能です。

第二種奨学金 出願基準単位数

在学学期数	3 学期	4 学期	5 学期	6 学期	7 学期	8 学期
単位数	30	45	60	75	90	110

注 1) 第一種及び併採用貸与の場合、学力基準を満たしていなくとも、家計状況によっては採用となる可能性があります。奨学金の案内(貸与)の P10 を参考に、該当する方は奨学支援グループまでご相談ください。

注2) 1 年次生について、併採用の学力基準(評定平均値 3.5)を満たしていない方で、高等学校又は専修学校高等課程最終 2 か年の成績の平均が、3.5 以上である場合は、その証明書をもって学力基準を確認することができます。該当する方は、必要な証明書類の案内を行いますので、奨学金支援グループまで申し出てください。

注3) 奨学金の出願については、学力の基準と併せて、家計基準も満たす必要があります。家計基準については、同封の「奨学金の案内」を必ず確認してください。

3_その他

■ 所定様式のダウンロードについて

貸与奨学金を希望の方で、2020年1月以降に就職・転職した方の給与支払見込証明書、単身赴任に関する費用及び長期療養者の様式は、以下のURLよりダウンロードできます。

(URL: https://www.kansai-u.ac.jp/scholarship/news/post_104.html)

■ 特別な事情に該当する場合について

同封の「奨学金申請書」のその他、特別な事情に該当する方は以下を確認のうえ、必要書類をご提出ください。

- ① 申込者本人(給付のみ)・生計維持者が海外に居住し、2020年度(2020年1月～12月分)の住民税課税されていない場合
 - ② 申込者本人(給付のみ)・生計維持者が事情によりマイナンバーを提出できない場合
- ①・②の方→ 4月5日(火)に奨学支援グループのホームページにお知らせ、「特別な事情によりマイナンバーが提出できない方」を掲載しますので、確認のうえ手続きを進めてください。

以上